

第一部

公共施設等の現状と
今後の見通し

第一部 公共施設等の現状と今後の見通し

第一部では、公共施設等の現状と今後の見通しとして、「総合管理計画の位置付けと改訂の背景」「足立区を取り巻く現状と今後の見通し」「公共施設等にかかる経費の中長期的な見込み」「これまでの振り返りと課題解決の方向性」について、改訂の基礎となる事項を第1章から第4章に記載します。

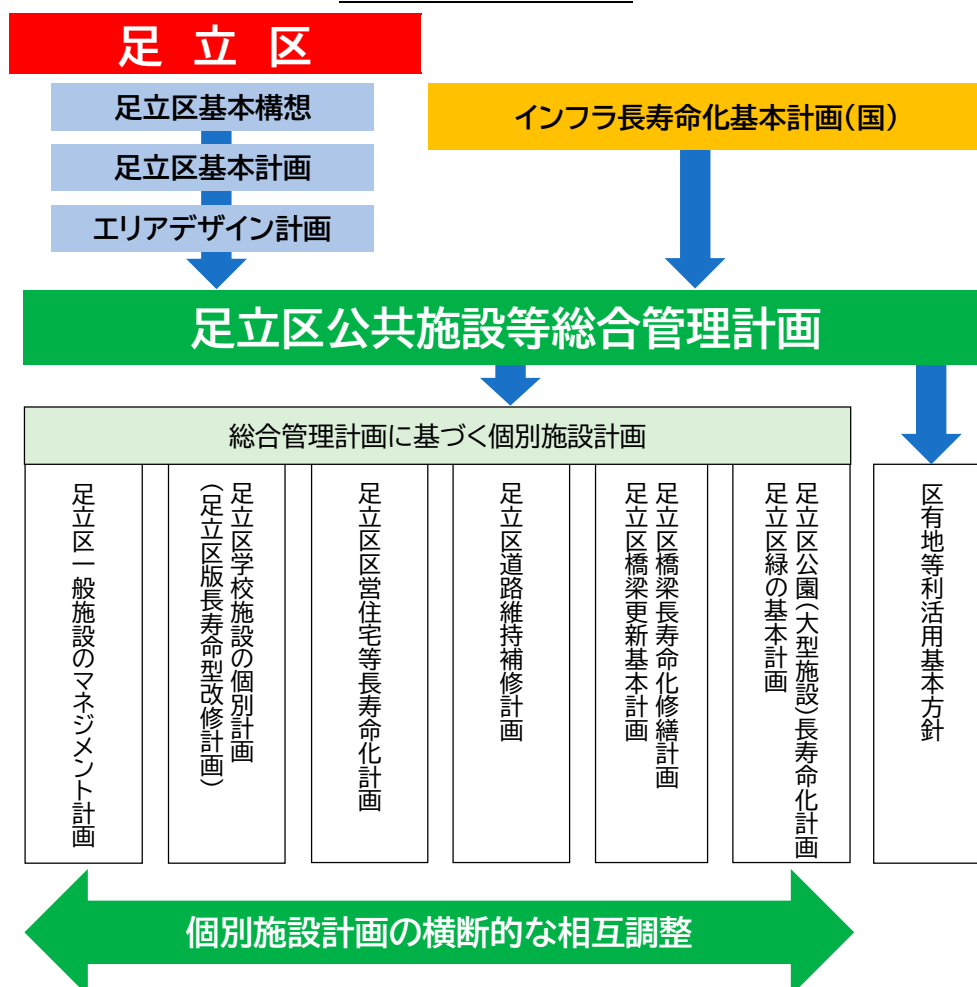
第1章 総合管理計画の位置付けと改訂の背景

1 総合管理計画の位置付け

総合管理計画は、総務省指針（平成26年4月総務省通知、平成30年2月・令和4年4月・令和5年10月改訂）を踏まえ、区が保有する公共施設等を適切に管理するための基本的な方向性を示すものです。

また、「足立区基本構想」に基づき策定された区の最上位計画である「足立区基本計画」（令和7年度～令和14年度）と整合を図るとともに、総合管理計画に基づく個別施設計画と横断的な相互調整を行い、長期的な視点に立った公共施設マネジメントを推進していきます。

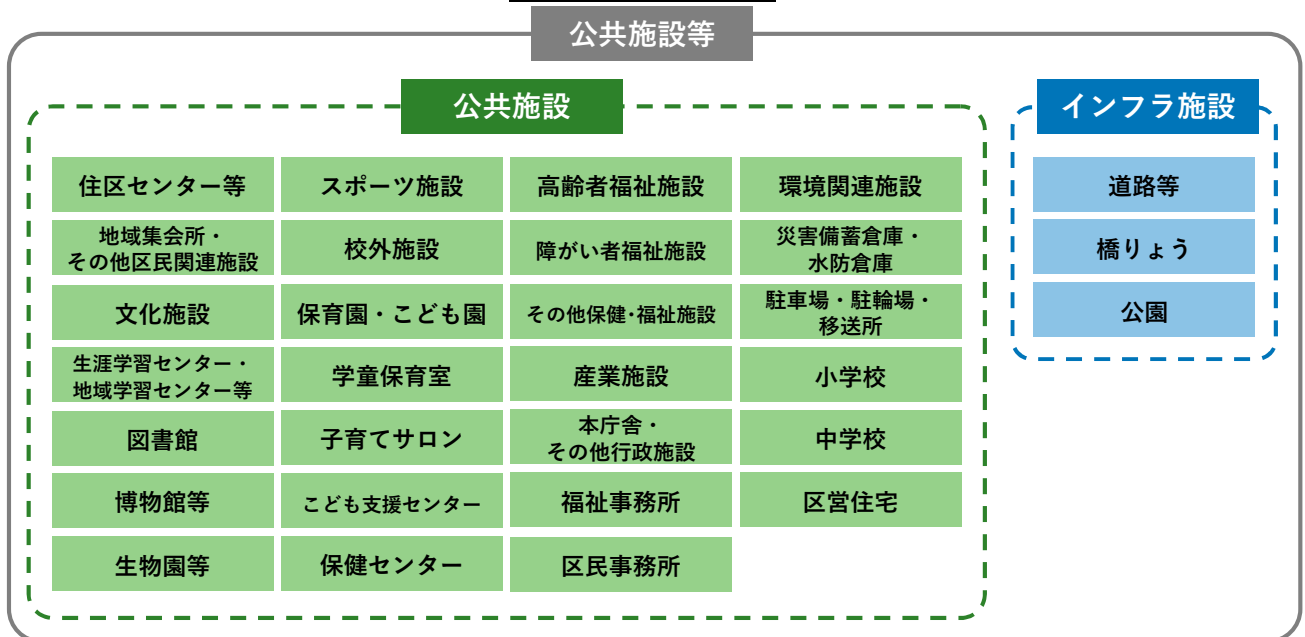
図1-2 計画の体系図



2 対象施設等

区が所有または借用している公共施設とインフラ施設を計画の対象とします。また、施設の種類により、図1-3のとおり「公共施設」「インフラ施設⁷」に分類します。

図1-3 対象施設等



3 改訂の背景

(1) 国の動き

ア 総務省指針の策定

国は、平成25年11月に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

また、平成26年には、総務省が各地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定を要請するとともに、各地方公共団体が策定するにあたっての指針を示しました。

イ 総務省指針の改訂

国は、平成30年2月に、公共施設等総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、不断の見直しを実施し、計画の内容を充実させていくため、総務省指針を見直しました。

また、令和3年1月には、総務省が各地方公共団体に対し、計画策定から一定期間が経過したことなどを踏まえて、令和3年度中に公共施設等総合管理計画の見直しを行うよう要請しました。

その後、令和4年4月には、総務省が各地方公共団体に対し、新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず公共施設等総合管理計画の見直しが令和4年度以降となる地方公共団体については、令和5年度末までに見直しを完了させるよう通知を出しました。

⁷ インフラ施設：道路・河川・水路、橋りょう、公園等及びそれらと一体となった建築物のこと。

(2) 足立区の動き

ア 足立区基本計画の策定

足立区基本計画（以下「基本計画」という。）は、足立区基本構想で示した将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」の実現に向けて、区政全体の目標や基本的な考え方を整理し、具体的な施策を体系的にまとめたものです。

令和6年度に策定した新たな基本計画では、区民一人ひとりのウェルビーイング⁸の向上を目指していく一方、将来的な人口減少等を見据えた行財政運営を進めていくことを打ち出しています。

総合管理計画は基本計画と整合を図り、引き続き長期的な視点に立った公共施設マネジメントを推進します。

イ エリアデザインによるまちづくり

区では、まちの特徴や魅力、求めるべき将来像などを「エリアデザイン」として区内外に広く発信することで、足立区のイメージアップや地域の活性化を図る新しいまちづくりの取り組みを進めています。

総合管理計画では「エリアデザイン」の視点も踏まえながら、公共施設マネジメントの取り組みを推進します。

図1-4 エリアデザイン計画図



出典：足立区「7つのエリアの取組み概要について」
(足立区ホームページ)

⁸ ウェルビーイング：区では、「個人のウェルビーイング」を「個人の幸福感が満たされた状態」、「社会のウェルビーイング」を「よりよく生きるための社会が実現した状態＝SDGsゴール全てが達成される社会」と定義し、それぞれが相互に高め合う関係と位置付けている。

ウ 人口推計の実施

区では、各種計画・施策や区政運営に活かすため、令和5年度に人口推計を実施しました。人口推計結果の概要は表1-1のとおりです。

今回改訂した総合管理計画は、人口推計結果の中位推計を踏まえた内容とします。

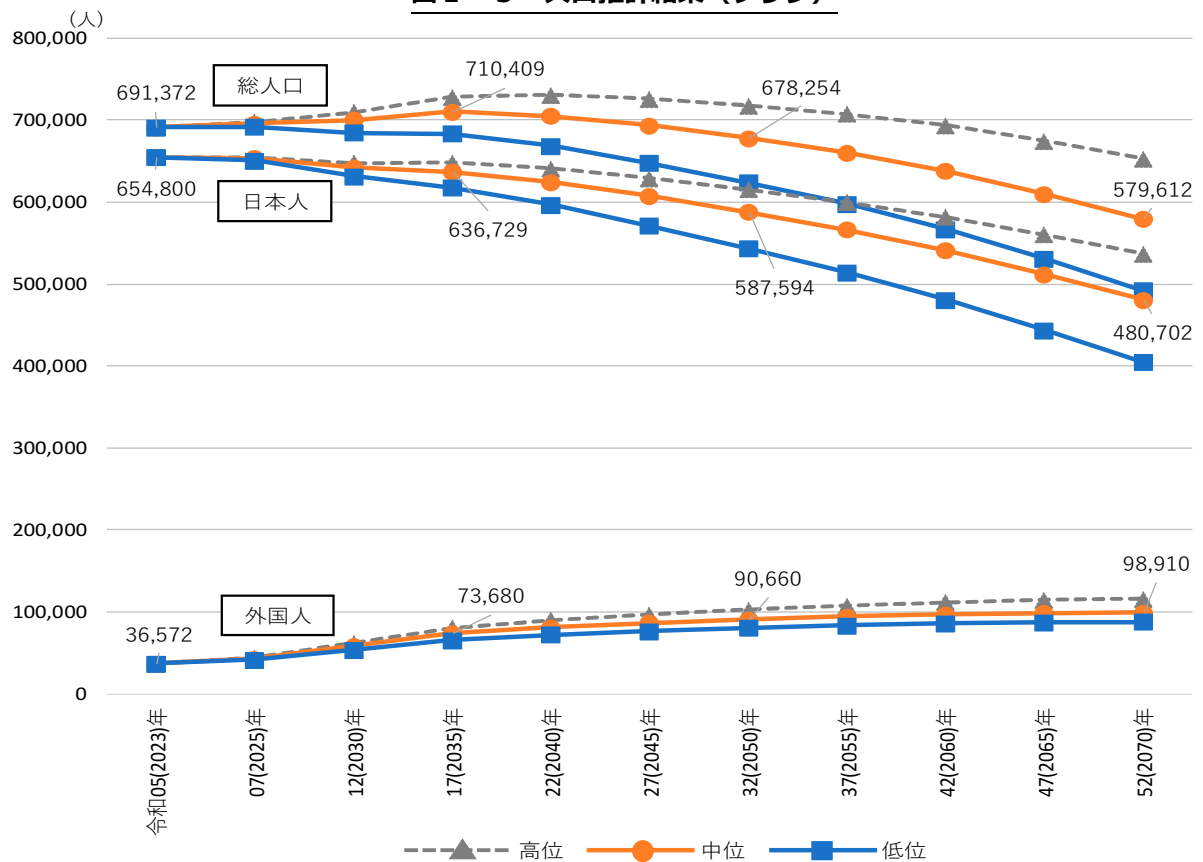
表1-1 人口推計結果の概要

(単位：人)

		2023年 (令和5年)	2035年 (令和17年)	2050年 (令和32年)	2070年 (令和52年)
日本人	高位	654,800	648,013	615,019	537,036
	中位		636,729	587,594	480,702
	低位		617,735	543,532	404,462
外国人	高位	36,572	80,564	102,442	116,019
	中位		73,680	90,660	98,910
	低位		65,508	80,354	87,776
合計	高位	691,372	728,577	717,460	653,055
	中位		710,409	678,254	579,612
	低位		683,242	623,887	492,238

出典：足立区「足立区人口推計（令和6年2月）」により作成
※各年4月1日現在

図1-5 人口推計結果（グラフ）



出典：足立区「足立区人口推計（令和6年2月）」により作成
※各年4月1日現在

(3) 社会経済情勢の変化

ア 新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化とD X⁹化の進展

長期間にわたり新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、「新しい生活様式」による「3密（密集、密接、密閉）」の回避やテレワーク¹⁰などの実践により、私たちの生活環境は大きく変化しました。

特に、D X化の進展による行政サービスの各種手続きのオンライン化は「区役所へ行かなくても手続きができる」区民側と、「窓口事務が効率化できる」行政側のそれぞれにメリットがあり、区でも多くの行政サービスでオンライン申請の導入が進みました。

イ 物価高騰による建設コストの上昇

令和4年3月頃から続く円安などの影響により物価が高騰し、公共施設等の建設コストも上昇しています。

例えば学校の建替えでは、加平小学校（平成25年しゅん工）の建築平米単価33万円/㎡と綾瀬小学校（令和3年しゅん工）の建築平米単価47万円/㎡を比較すると、約1.5倍となり、綾瀬小学校の新校舎建設費は約64億円（仮設校舎経費、旧校舎解体費、設計費を含めると約79億円）に膨らんでいます。

ウ 入札が成立しない事案の増加

令和6年4月から建設業にも働き方改革関連法¹¹に基づく時間外労働規制が適用されたことで建設コストが上昇する可能性があるため、今後、入札が成立しない事案は増加する可能性があります。

9 D X : デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。デジタル技術による変革のこと。

10 テレワーク : 情報通信技術（ICT）を活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

11 働き方改革関連法 : 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の略称。残業時間の上限規制や有給休暇取得の義務付けなどを規定。建設業は、令和6年4月まで法律の適用が猶予されていた。

4 これまでの公共施設マネジメントの取り組みの経緯

区ではこれまで、以下のとおり、公共施設マネジメントに関する取り組みを進めてきました。

表1-2 公共施設マネジメントに関する取り組みの経緯

年 月	組織体制の経緯	計画策定の経緯
平成26年4月	総合管理計画を策定するため、資産管理部に施設再編整備計画担当課を設置	
平成28年4月		足立区施設白書作成
平成29年4月		足立区公共施設等総合管理計画策定
令和2年4月	施設再編整備計画担当課を施設管理計画担当課へ改称	
令和3年3月		足立区一般施設のマネジメント計画策定
令和3年4月	① 施設営繕部を新設（営繕業務に特化）、資産管理部を廃止 ② 施設管理計画担当課が担っていた総合管理計画関連業務は、施設営繕部中部地区建設課へ移管 ③ 資産管理課及び資産活用担当課は、総務部に移管	
令和5年4月	① 総務部に公共施設マネジメント担当課を設置（公共施設マネジメント担当部長も設置） ② 施設営繕部中部地区建設課が担っていた総合管理計画関連業務は、公共施設マネジメント担当課へ移管	
令和6年3月		足立区公共施設等総合管理計画【一次改訂（令和5年度改訂）別冊】策定